

平成 8 年度

協同農業普及事業年次報告書

農 林 水 産 省

# 平成 8 年度

## 協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 22 条の規定により、平成 8 年度における農業に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び協同農業普及事業交付金（以下単に「交付金」という。）の交付を受けて実施された事業の結果を取りまとめ、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 40 条の規定による歳入歳出決算の添附書類として国会に提出するために作成したものである。

### 目 次

第 1 平成 8 年度の予算	頁 (1)
第 2 平成 8 年度において実施された事業の概要	(2)
1 普及職員の設置	(2)
(1) 専門技術員	(2)
(2) 改良普及員	(4)
2 普及職員の活動	(6)
(1) 専門技術員	(6)
(2) 改良普及員	(7)
3 地域農業改良普及センターの運営	(8)
(1) 指導用機材の整備	(8)
(2) 情報の整備・提供	(8)
(3) 巡回指導用車両の整備	(8)
(4) 地域農業改良普及推進協議会等の開催	(8)
(5) 産休等改良普及員代替職員の設置	(9)
(6) 新規就農促進活動の実施	(9)
(7) 普及情報協力者の設置	(9)
4 普及協力委員の活動	(9)
5 農業者研修教育施設の運営	(9)
(1) 施設の運営	(9)

(2) 指導職員の研修の実施	(9)
(3) 研修教育用機材の整備	(10)
6 改良普及員の研修	(10)
(1) 都道府県において行った研修	(10)
(2) 国において行った研修	(11)
7 農村青少年団体の指導者の育成	(12)
(1) 農村青少年に対する研修	(12)
(2) 青年農業士の育成	(12)
付 表	(14)

## 第1 平成8年度の予算

農業改良助長法により交付金を交付される協同農業普及事業の内容は、同法第14条第1項の規定により、次のように定められている。

- 一 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
- 二 専門技術員又は改良普及員が次条第2項、第3項又は第5項の事務を行うことにより、普及指導活動を行うこと。
- 三 地域農業改良普及センターを運営すること。
- 四 普及協力委員が第14条の7第2項の規定により活動を行うこと。
- 五 農業者研修教育施設において農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行うこと。
- 六 改良普及員の研修及び農業経営又は農村生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者の育成を行うこと。

平成8年度において定められた交付金の額は、31,212,697,000円であり、その都道府県別の額は附表1のとおりである。

(参考)

第14条の2(略)

- 2 専門技術員は、試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、調査研究を行うとともに改良普及員を指導する。
- 3 専門技術員は、前項の事務の遂行に支障のない範囲内で、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たることができる。
- 4 (略)
- 5 改良普及員は、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たる。
- 6 (略)

第14条の7(略)

- 2 普及協力委員は、改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行う。

## 第2 平成8年度において実施された事業の概要

協同農業普及事業においては、近年の農業及び農村を巡る情勢の著しい変化に対応し、能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資するため、農林水産大臣が定める協同農業普及事業の運営に関する指針を基本とし、都道府県が定める協同農業普及事業の実施に関する方針に従って、次のとおり実施した。

### 1 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員が設置されている。

なお、普及職員の任用に当たっては、農業改良助長法第14条の3の規定により一定の資格が必要とされており、この任用資格は、農業改良助長法施行令(昭和27年政令第148号)第2条及び第3条の規定により、資格試験に合格した者に与える方法と一定の学歴及び経験を有する者に与える方法(無試験任用)の二つの方法が定められている。

#### (1) 専門技術員

##### ア 専門技術員の設置

専門技術員は、試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、調査研究を行うとともに改良普及員に対する指導を行っている。

また、専門技術員は、農業関係として稲及び麦、果樹、乳牛及び肉用牛等16専門項目に、生活関係として労働衛生、居住環境等5専門項目に区分されている。

専門技術員の設置に当たっては、都道府県が農業事情等を勘案して、国の定める専門項目から選定し、有資格者の中から設置している。

平成8年度末における設置数は669人であり、その専門項目別、学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、専門技術員の都道府県別設置数は付表2のとおりであり、都道府県別の専門項目別設置数は付表3のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数（平成9年3月31日現在）

区分	専門項目	員数	区分	専門項目	員数
農業関係	稲及び麦	40人	農業関係	※工芸作物	2人
	野菜及びいも類	86		※畜産一般	9
	果樹	54		※乳牛	5
	工芸作物及び雑穀	14	小計		559
	花き	45	生活関係	労働衛生	17
	飼料作物及び草地改良	19		居住環境	17
	養蚕	19		生活経営	19
	土壌及び肥料	41		農産物利用及び食品加工	13
	病害虫	37		普及指導活動（農村生活）	25
	乳牛及び肉用牛	26		※被服	3
	養豚	4		※食物	3
	養鶏	2		※住居	4
	農業機械	15		※家庭管理	3
	農業経営	57		※食生活	6
普及指導活動（農業）	41	小計		110	
普及指導活動（青少年）	23	合計		669	
※稲	14				
※麦及び雑穀	6				

注) ※の付してある専門項目の専門技術員は、昭和59年度及び平成4年度における専門項目の再編以前に取得した資格で設置されているものである。  
 なお、便宜上、「農産物利用及び食品加工」は生活関係に、「普及指導活動（青少年）」は農業関係に分類した。

専門技術員の学歴別構成（平成9年3月31日現在）

区分	大学	短大			旧専実 科・技養	高校 (旧中・ 旧高女)	計
		旧高专	短大	農講等			
農業関係	員数(人)	398	0	21	132	0	559
	比率(%)	71.2	0	3.8	23.6	0	100.0
生活関係	員数(人)	30	0	56	23	0	110
	比率(%)	27.3	0	50.9	20.9	0	100.0
合計	員数(人)	428	0	77	155	0	669
	比率(%)	64.0	0	11.5	23.2	0	100.0

注) 農講等……農業講習所、生活改良普及員養成施設、農業者研修教育施設、果樹・野菜・茶業試験場研修等（以下同じ。）  
 技養……農業会（農会）技術員養成所、栄養士養成所、保健婦養成所等（以下同じ。）

専門技術員の年齢別構成（平成9年3月31日現在）

区分	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56歳以上	計
農業関係	員数(人)	1	60	145	180	107	559
	比率(%)	0.2	10.7	25.9	32.2	19.2	100.0
生活関係	員数(人)	0	10	19	40	28	110
	比率(%)	0	9.1	17.3	36.4	25.4	100.0
合計	員数(人)	1	70	164	220	135	669
	比率(%)	0.1	10.5	24.5	32.9	20.2	100.0

イ 専門技術員の資格試験

専門技術員の資格試験は、農林水産大臣が「専門技術員資格試験等に関する省令」（昭和27年農林省令第71号）に基づき実施しているが、平成8年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

区分	専門項目	稲及び 麦	野菜及 びいも 類	果 樹	工芸作 物及び 雑穀	花 き	飼料作物 及び草地 改良	養 蚕	土壌及 び肥料
受 験 者 数(人)		111	147	128	25	77	15	28	50
合 格 者 数(人)		18	27	17	8	9	3	4	9
合 格 率(%)		16.2	18.4	13.3	32.0	11.7	20.0	14.3	18.0

区分	専門項目	病害虫	乳牛及 び肉用 牛	養 豚	養 鶏	農業機 械	農業経 営	労働衛 生	居住環 境
受 験 者 数(人)		68	51	10	11	11	112	36	15
合 格 者 数(人)		14	8	3	4	2	16	14	9
合 格 率(%)		20.6	15.7	30.0	36.4	18.2	14.3	38.9	60.0

区分	専門項目	生活経 営	農産物利 用及び食 品加工	普及指 導活動 (農業)	普及指 導活動(農 村生活)	普及指 導活動(青 少年)	合 計
受 験 者 数(人)		27	25	46	22	27	1,042
合 格 者 数(人)		11	6	11	4	11	208
合 格 率(%)		40.7	24.0	23.9	18.2	40.7	20.0

(2) 改良普及員

ア 改良普及員の設置

改良普及員は、その大部分が地域農業改良普及センターに所属し、直接農業者に接して農業経営又は農村生活の改善に関する普及指導活動を行っている。また、一部の改良普及員にあっては農業者研修教育施設（県農業大学校）に所属し、農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者の研修教育を行っている。

平成8年度末における設置数は10,308人であり、その学歴別、年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、改良普及員の部道府県別設置数は、付表2のとおりである。

改良普及員の学歴別構成（平成9年3月31日現在）

区 分	大 学	新 農 講	短 大			旧 専 実 科・技 養	高 校 (旧中・ 旧高女)	計	
			旧 高 専	短 大	農 講 等				
農業 関係	員 数 (人) 比 率 (%)	5,872 67.1	281 3.2	0 0	430 4.9	1,944 22.3	0 0	220 2.5	8,747 100.0
生活 関係	員 数 (人) 比 率 (%)	537 34.4	46 2.9	0 0	704 45.1	248 15.9	0 0	26 1.7	1,561 100.0
合計	員 数 (人) 比 率 (%)	6,409 62.2	327 3.2	0 0	1,134 11.0	2,192 21.2	0 0	246 2.4	10,308 100.0

注) 新農講……短大卒又は同等の学力のある者を入学資格とする2年課程の農業講習所。

改良普及員の年齢別構成（平成9年3月31日現在）

区 分	25歳 以下	26~ 30歳	31~ 35歳	36~ 40歳	41~ 45歳	46~ 50歳	51~ 55歳	56 歳 以 上	計	
										農業 関係
生活 関係	員 数 (人) 比 率 (%)	92 5.9	157 10.1	156 10.0	187 12.0	180 11.5	289 18.5	293 18.8	207 13.2	1,561 100.0
合計	員 数 (人) 比 率 (%)	539 5.2	2,062 20.0	1,892 18.4	1,227 11.9	869 8.4	1,251 12.2	1,207 11.7	1,261 12.2	10,308 100.0

イ 改良普及員の資格試験

改良普及員の資格試験は、都道府県が条例で定めるところにより行っているが、全国的な統一を図るため、農林水産省において条例準則を示している。

平成8年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

改良普及員資格試験実施概要

学 歴	大 学 院	大 学	新 農 講	短 大	農 講 等	高 校	計
受 験 者 数(人)	339	2,186	312	35	27	40	2,939
合 格 者 数(人)	289	1,553	227	22	15	22	2,128
合 格 率 (%)	85.3	71.0	72.8	62.9	55.6	55.0	72.4

## 2 普及職員の活動

### (1) 専門技術員

専門技術員の活動は、改良普及員の活動に対する指導援助、専門の事項についての調査研究、試験研究機関等関係機関との連携等多岐にわたっている。

#### ア 現地指導の実施

各都道府県内の地域農業改良普及センター、普及指導現場等を巡回し、改良普及員の指導等を行った。

#### イ 調査研究の実施

改良普及員に対する指導の充実を図るため、農業の生産現場で生じている技術及び経営に係る問題又は農村生活の課題の解決方法等について、農業者のほ場等において実証調査等を行うとともに、実験研究、資料調査、実態調査等を行った。

平成8年度に実施した調査研究等の内容別課題数は、次表のとおりである。

調査研究等の内容別課題数

内 容		課題数	内 容		課題数
個別対応	農業関係	156 6 26 25 28	プロジェクトチーム対応	農業関係	97
	生活関係	10 9 14 11 10		生活関係	16
	小計	241		計	113
	小計	54		合計	408
	計	295			

#### ウ 農業者の指導

現地指導及び調査研究の事務の遂行に支障のない範囲内で、直接農業者に接して指導をした。

#### エ 指導用機材・資材の整備

専門技術員が調査研究又は改良普及員の指導を円滑に行うため、パーソナルコンピュータ、ファクシミリ、ビデオ編集機材や農業簿記ビデオ等の情報処理・提供機材、その他各種専門図書等を15道県において整備した。

また、農業振興上重要な地域であって専門技術員の現地指導活動を強化することが必要な地域が、都道府県の中心的な試験研究機関その他専門技術員の中心的な配置場所から遠距離にある等の場合には、当該地域に所在する試験研究機関等に地方専技室を設置している。

## (2) 改良普及員

### ア 活動体制

改良普及員の活動については、地域農業改良普及センターを拠点として、巡回指導、相談、実証ほの設置、実証モデル農業者の設定、情報の提供等の活動を総合的かつ体系的に行うことにより、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行っている。

改良普及員の活動体制は、農業関係及び生活関係の改良普及員相互の密接な連携の下に、高度かつ総合的な普及指導活動を計画的に行うため、管轄区域内の農業及び農村の実態に即して、地域農業改良普及センターの総合指導力が発揮されるような活動体制となっている。

すなわち、①管轄区域をいくつかの活動地域に区分し、それぞれの活動地域ごとに改良普及員からなるチームを編成して普及指導活動を行う活動方式、②改良普及員が専門部門ごとに必要に応じていくつかのチームを編成し、管轄区域全体を対象として普及指導活動を行う活動方式、③上記①及び②を併用した活動方式のいずれかのうち、管轄区域内の農業及び農村の実態に即した適切な活動方式を定めるとともに、チームの普及指導活動を総括する改良普及員をおき、チーム内の改良普及員相互の協調を図りながら、常時、地域の農業者に密着した活動を行っている。また、市町村等に対する窓口的な役割を果たす改良普及員をおき、市町村等における普及事業と関連の強い重要施策や普及指導活動に対する具体的要請の把握を行う等市町村及び関係機関、団体と密接な連携を図りながら地域に密着した活動を行っている。

普及指導活動の方法としては、重点的に普及指導活動を行う必要性の高い個別農業者、法人、集団又は地域を重点指導対象として設定し、重点指導対象に対する普及指導活動の成果を管轄区域内に波及させることにより、効果的かつ効率的な普及指導活動を行っている。

また、普及指導活動を体系的、継続的に行い、その効果を高めるため、普及指導計画を樹立し、これに即した活動を行っている。普及指導計画は、基本計画と年度計画とからなっている。基本計画は、①長期的視点に立って普及指導の方向を明らかにすること、②重点指導対象を設定すること等を目的とするおおむね5年間の計画であり、年度計画は、基本計画に即して各年度の具体的な活動の進め方を定めている。特に、重点指導対象を中心に、計画の樹立、実施、評価、計画の変更等の手続を常時繰り返して、普及指導活動の深化を図っている。

### イ 活動内容

改良普及員の活動は、農業関係では、「技術革新の進展等に対応した高度・先進的技術等の普及」、「生産性向上・地域活性化等のための地域農業振興ビジョンの作成に関する指導」及び「経営の分析診断等に基づく総合的な農業経営に関する指導」等の課題を重点に行った。

生活関係では、「農山漁村における女性の地位の向上・能力の発揮及び高齢者の熟練技術

や知識の活用に関する指導」、「魅力ある生活を目指した新しい農家経営の確立に関する指導」、「農業労働の改善に関する指導」等の課題を重点に行った。

### 3 地域農業改良普及センターの運営

地域農業改良普及センターは、改良普及員の活動の拠点であり、そこに所属する改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた農業経営及び農村生活の改善に関する技術、知識の総合化を推進して普及指導の計画性と総合性を高め、併せて市町村、農業委員会、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として設けられ、その位置、名称、管轄区域は各都道府県の条例によって定められている。平成8年度末で534の地域農業改良普及センターが設けられており、都道府県別の地域農業改良普及センター数は、付表2のとおりである。

平成8年度においては、地域農業改良普及センターを拠点とした普及指導活動の効果的、効率的な推進を図るため、指導用機材及び巡回指導用車両の整備、情報の整備・提供等を行った。

#### (1) 指導用機材の整備

改良普及員が普及指導活動を行う上で必要な農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材、実習指導用器材等を地域農業改良普及センターに整備した。

整備を行った主要な機材は、次のとおりである。

区 分	種 類
分 析 ・ 診 断 機 材	自記温湿度計、窒素測定装置、ECメーター、pHメーター、実体顕微鏡、果実硬度計、土壌振とう器、作物水分計等
視 聴 覚 機 材	ビデオカメラ、イメージスキャナー、スライド映写機、カメラ等
情 報 処 理 ・ 提 供 機 材	パーソナルコンピュータ、ファクシミリ、印刷機等
労 働 改 善 等 機 材	心拍計、皮膚温度測定器等

#### (2) 情報の整備・提供

普及指導活動を効果的に行い、農業者に有益な情報を提供し、及び新規就農の促進に資するため、農業者、集団、青少年及び技術、経営、普及指導活動等に関する情報を整備・提供した。

#### (3) 巡回指導用車両の整備

効果的、機動的な普及指導活動を行うため、地域農業改良普及センターに巡回指導用車両を379台整備した。

#### (4) 地域農業改良普及推進協議会等の開催

普及指導活動の効果的な推進を図るため、地域農業改良普及センター又は市町村を単位として農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体職員及び普及協力委員を構成員とする地域農業改良普及推進協議会等を開催し、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行った。

#### (5) 産休等改良普及員代替職員の設置

普及指導活動の円滑な維持推進を図るため、任用資格を有する者を改良普及員の産前産後の休暇・育児休業中その普及指導活動を代替して行うものとして、産休改良普及員代替職員を82人、育児休業改良普及員代替職員を71人設置した。

#### (6) 新規就農促進活動の実施

農業・農村への理解・関心を深め、新規就農に向けた啓発及び相談を行うため、交流会・研修会等を開催するとともに就農相談員を280人設置した。

#### (7) 普及情報協力者の設置

普及指導活動の効果的、効率的な推進を図るため、普及指導活動に関する課題を収集し、又は地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等に協力する者として普及情報協力者を設置した。

### 4 普及協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、都道府県が農業又は農業に関連する農産物加工等の事業について識見を有する者を普及協力委員として3,398人委嘱し、改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動等を行った。

### 5 農業者研修教育施設の運営

農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対して、農業技術の高度化、経営の専門化等の動向に対応できる高度の技術能力及び経営管理能力、農村生活を向上させるため必要な能力等を習得させることにより、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、41道府県に農業者研修教育施設（県農業大学校）が設置されている。

#### (1) 施設の運営

農業者研修教育施設（県農業大学校）においては、長期の研修教育を行うための養成部門を置くとともに、養成部門の卒業者等に対し高度の研修教育を行う研究部門を8校に置き、また、農業を担うべき者に対し経営等の発展段階に応じて生涯学習の観点から短期の研修を行う研修部門を36校に置いている。

養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義及び演習・実習により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を計画的、実践的に習得させ、研究部門においては、専攻区分を設け、経営環境の変化に迅速に対応し得るより高度な経営管理能力を習得させた。また、研修部門においては、新たに就農を希望する者、青年農業者、中堅農業者、先進的農業者等に対し、経営の発展段階、地域における役割等に応じて農業経営又は農村生活に関する技術及び知識を体系的に習得させた。

#### (2) 指導職員の研修の実施

農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者の研修教育に当たっている農業者研修教育施設（県農業大学校）の指導職員の指導能力の向上に資するため、新任者研修、教務担当者研修等の職務研修並びに指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに

開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修を実施し、127人が受講した。

### (3) 研修教育用機材の整備

研修教育に必要なブームスプレー、実体顕微鏡、溶存酸素計等の機械及び機材を計画的に整備した。

## 6 改良普及員の研修

農業技術の高度化、農業経営の専門化、農業者の生活の多様化、農村生活環境の変化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、改良普及員としての職務、経験年数に応じた指導能力の向上並びに改良普及員が当面する具体的問題点を解決するための知識及び技術の習得のため、平成8年度には次のような研修を実施した。

### (1) 都道府県において行った研修

#### ア 地域農業改良普及センター段階

##### (ア) 新任期研修

新任期の改良普及員に対して、指導助言を行う改良普及員（トレーナー）を明確にし、現地における普及指導活動の中で基礎指導力を早期に確立させるための任地研修等を実施した。

##### (イ) 現地課題解決研修

経験年数おおむね10年までの改良普及員に対して、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等についての研修を、日常の業務を通じて実施した。

##### (ウ) 自己能力開発研修

改良普及員が普及指導活動を行う上で必要な新しい技術・知識を習得し、自己能力を開発、向上するため、グループ学習等の研修を行った。

#### イ 県段階

##### (ア) 新任期研修

新任期の改良普及員に対して、普及事業の概要、普及指導方法、技術課題、各県の農政課題等に関する集合研修を実施するとともに、実践的な指導力を養成するため、県農業大学校、試験研究機関等における研修を実施した。

##### (イ) 技術強化研修

経験年数おおむね4年以上の改良普及員に対して、高度・先進的技術、各県固有技術等の専門技術の強化のための研修、経営、流通、情報等に関する研修を実施した。

##### (ウ) 総合課題解決研修

経験年数おおむね10年以上の改良普及員に対して、地域農業の組織化、農業・農村の活性化等の地域の総合的な課題を解決させるための研修を実施した。

##### (エ) 企画・管理研修

経験年数おおむね15～20年以上の改良普及員に対して、改良普及員の組織的な活動強

化、効果的な研修の実施、地域農業改良普及センターと他機関との連携強化等、地域農業改良普及センターにおける普及指導活動の企画・管理上の諸問題を解決させるための集合研修を実施した。

(外) 留学派遣研修

経験年数4年以上の改良普及員に対して、研修目標を達成する上で必要となる先進的な技術・知識、普及指導方法等を習得させるために、国立大学、試験研究機関等への留学研修及び市場、先進地等への派遣研修を実施した。

(2) 国において行った研修

ア 新任研修

新任期の改良普及員に対して、農政の基本的な推進方向、普及事業の基本的な推進方向、普及指導活動の進め方等に関する基礎知識及び技術を習得させるため、4日間ないし5日間または9日間の研修を実施した。

イ 農政課題研修

改良普及員に対して、当面する農政の重要課題である青年農業者の育成確保及び中山間地域等農村地域の活性化を図るための普及指導活動の推進方法、農業者が豊かに生活を行うための考え方を踏まえた法人の育成に関する知識及び技術を習得させるため、各々5日間の研修を実施した。

ウ 技術研修

(ア) 技術強化研修

生活関係の改良普及員に対して、普及指導活動に必要な知識及び技術を習得させるとともに、高度な普及指導活動の展開に必要な応用技術を体系的に理解させ、今後の現地活動の方向づけに必要な能力を付与するため、農産物活用及び農村環境部門について各々12日間の研修を実施した。

(イ) 活動効率化研修

改良普及員に対して、ブロック内に共通する当面の課題の解決に当たり、改良普及員相互の活動事例交換、情報交換を通じて農業関係と生活関係改良普及員の一体的な普及指導活動の方法等を習得させるため、3日間ないし4日間の研修を実施した。

(ロ) 養蚕技術研修

養蚕に関する普及指導活動を行う改良普及員に対して、養蚕技術の高度化、多様化に対応した低コスト養蚕経営の確立に関する総合的な知識及び技術を習得させるため、5日間の研修を実施した。

エ 所長研修

新任の地域農業改良普及センターの所長に対して、当面の農政の重要課題、地域農業改良普及センターにおける組織運営、組織的な普及指導活動の推進方法等に関する知識を習得させ、所長としての指導能力の向上を図るため、5日間の研修を実施した。

## 7 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の指導者の育成については、日常の普及活動に加え、農村青少年に対する研修、青年農業士の活動の助長等を行うことを通じ、優れた青年農業者の育成を図った。

### (1) 農村青少年に対する研修

農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、近代的な農業経営を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させ、又は、その集団活動を促進させるための研修等を実施した。

平成8年度において実施した研修の主なものは、次のとおりである。

#### ア 緑の学園の開催

高等学校在校生で将来農業に就業しようとする者を対象に、農業への理解と関心を深め、農業の担い手としての意欲を高揚させるため、夏期休暇等を利用し、農業者研修教育施設（県農業大学校）等で農業に関する実習、研修会等を43道府県で実施した。

#### イ 講座制研修

就農青少年の農業経営や農家生活に関する総合的能力を養うため、働きながら3箇年にわたり段階的、体系的に研修が受けられるパートタイム方式の研修を地域農業改良普及センターと農業者研修教育施設（県農業大学校）等との緊密な連携のもとに42都道府県において実施した。

### (2) 青年農業士の育成

農村青年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、39道府県において優れた農業青年を「青年農業士」として認定し（平成8年度末認定者数11,334人）、併せて研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。

